

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要領

平成30年4月1日付29産労農森第1238号
改正 平成30年7月6日付30産労農森第398号
改正 令和元年5月20日付31産労農森第246号
改正 令和3年4月1日付2産労農森第1072号
改正 令和5年3月15日付4産労農森第1374号
改正 令和6年2月26日付5産労農森第1332号
改正 令和7年3月13日付6産労農森第1429号
改正 令和8年2月25日付7産労農森第1335号

(目的)

第1 この要領は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1222号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の募集に関する内容)

第2 実施要綱第6に規定する募集については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を実施する区市町村

(2) 応募対象施設

実施要綱に定める支援の対象施設

(3) 応募方法

本事業に対する補助金交付を目的に、書類申請等を行う区市町村は、下記ア～ウの書類を(4)の応募先まで提出すること（データ送信を可とする）。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

ア 事業計画承認申請書（第1号様式）

イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 採択要件チェックリスト（第3号様式）

(4) 応募先

東京都産業労働局農林水産部森林課（23区）

東京都森林事務所森林産業課（多摩地域の市町村）

東京都総務局各支庁産業課（島しょ地域の町村）

(5) 応募期間

概ね交付申請の2ヶ月前までとする。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める計画の承認（第4号様式）を受けた者は、承認された事業の開始年度内に、債務負担行為を設定した事業（以下、「債務負担事業」という。）について承認を受けた者は、承認された事業の開始年度の次年度、または次々年度までに事業を完了させることとし、公共施設への多摩産材利用促

進プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1223号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

- 2 補助対象事業は、都からの交付決定を受けてから着手（受託者との正式契約）することを原則とする。
- 3 補助事業者は、事業着手後すみやかに、事業の発注先との契約書の写し、及び、工程表の写し（通常、事業の発注先から提出される事業計画書、または着手届に添付されるもの）を提出するものとする。
なお、発注先が工程表の提出を要しない事業については、工程表の写しの提出は不要とする。
また、工程に著しい変更があり、事業の発注先から変更工程表が提出された場合は、その写しを提出するものとする。
- 4 区市町村は、本事業により整備した施設等において、とうきょうの木が使用されている旨を、当該施設利用者及び施設情報の閲覧者に対して明示し、発信するものとする。
- 5 区市町村は、当該施設利用者へのPRはもとより、当該施設利用者以外に対しても、ホームページ等でとうきょうの木についての積極的なPRに努めるものとする。
- 6 都は、実施要綱により計画が承認された事業について、著しい内容の変更が認められた場合、必要に応じて、事業計画変更承認申請書（第1号様式）および事業計画変更書（第2号様式）の提出を求めることができる。

（債務負担事業）

- 第4 債務負担事業について実施要綱に定める計画の承認を受けた者は、補助金交付要綱に基づき、開始年度に知事に補助金の交付を一括して（次年度分、次々年度分も含めて）申請するものとする。
- 2 補助事業者は、交付決定を受けた後に事業に着手（受託事業者との正式契約）し、債務負担行為の終了年度までに補助事業者所管の検査を完了しなければならない。
- 3 知事は、終了年度に一括して補助するものとする。
- 4 当該事業の補助金の上限額（補助金交付要綱第3の2）について、1事業の債務負担行為の全体の補助金額は、原則、当該事業の開始年度の単年度の補助金額に加算して取扱うものとする。

（実績報告書）

- 第5 実績報告書に添付する、東京の木多摩産材、国産材等の木材利用量の一覧（木拾い表）については、算出方法（木材量の計算による集計、CADによる算出等）を明記するものとする。
- 2 実績報告書に添付する、木材の証明書の写しについては、別表のとおりとする。
- 3 木材の証明、確認については、別表のとおりとする。

（事業予定及び事業のヒアリング）

第6 事業の予定及び事業のヒアリングに必要な書類等

都は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、区市町村に対し、以下により、事業の予定及び事業のヒアリングに必要な書類の整備等を指導するものとする。

1 事業予定調書の提出

都は、予算措置のため、次のとおり区市町村に事業予定調書（第5号様式）を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとする。

区市町村は、本事業による補助金の交付申請をしようとする年度の前年度の7月末日をめぐり、事業予定調書を都に提出するものとする。

- (1) 事業予定調書の提出は、別途、提出期日を定め、都から区市町村に通知する。
- (2) 区市町村は、事業の予定額、事業区分等を記載し、都に提出する。

2 ヒアリング調書の提出

都は、第2の事業の募集に先立ち、次のとおり区市町村にヒアリング調書（第6号様式）を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとする。

区市町村は、本事業による補助金の交付申請をしようとする年度の前年度の2月末日をめぐり、ヒアリング調書を都に提出するものとする。

- (1) ヒアリング調書の提出は、別途、提出期日を定め、都から区市町村に通知する。
- (2) 区市町村は、事業の要望額、事業区分、事業計画内容等を記載し、都に提出する。
- (3) 都は、ヒアリング調書の提出に基づき、事業の要望のあった区市町村とヒアリングを実施し、その結果を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。